

## 令和4年度環境配慮契約法電力専門委員会（第1回）議事録

出席委員：石田委員、小川委員、小田委員、高村委員、藤野委員、松田委員、松村委員、  
村上委員、山地委員（座長）  
（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和4年6月21日（火）10時00分～11時50分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和4年度第1回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的な発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課課長の波戸本よりご挨拶申し上げます。

環境省(波戸本課長)：環境省環境経済課長の波戸本でございます。本日もよろしくお願いたします。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、本年度第1回目の環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会にご参加いただき、誠にありがとうございます。昨年度には、2030年の野心的な目標として、2013年比46%削減、さらに50%の高みに挑戦することが発表され、この野心的な目標に整合するよう、エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画の改定が示されたところでございます。今年度に入りまして、5月には温暖化対策を経済成長につなげる、いわゆるクリーンエネルギー戦略の中間とりまとめが行われたところでございます。その中で温暖化対策をしっかりと、成長が期待される産業ごとの具体的な道筋、クリーンエネルギー中心の経済、社会、産業構造の転換などに向けた政策対応について中間的な整理がなされているところでございます。まさにカーボンニュートラルに向けた取組が確実に進められて行こうという状況でございます。これを受けまして、国などの率先行動がこれまで以上に求められておりまして、その実行手段である環境配慮契約法の重要性もさらに増していると感じております。特にその中心を担う電力契約について、関係計画とも連携して、しっかりと取組を進めて行かなければならないと、このように考えております。昨年度より本専門委員会を開催させていただいている背景であると承知しております。今回は、昨年度もご議論いただきました、再エネ最大限導入に向けた国等の率先実行とした再エネ調達等に加えて、新たなエネルギーミッ

クスに整合した二酸化炭素排出係数のしきい値に関するご議論いただければと存じます。この専門委員会におきましては、本日を含めまして合計3回の開催を本年度予定しております。検討結果を基本方針検討会へ報告した上で、基本方針等の見直しを進めて参りたいと考えております。電力に関する環境配慮契約が、2050年カーボンニュートラル、2030年の削減目標の達成に向けて貢献できるよう、委員のみなさまにおかれましては忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

事務局：(Webシステムの使い方について説明、委員紹介と委員挨拶：省略)

事務局：それでは以降の進行を山地座長にお願いします。

山地座長：はい。議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定と資料の確認をお願いいたします。

#### ◇本日の議事予定

事務局：本日の会議は、12時までの2時間を予定しております。

#### ◇配布資料の確認

事務局：それでは資料の確認をいたします。

#### 配 布 資 料

- 資料1 令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会 委員名簿
- 資料2 令和4年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等(案)
- 資料3 令和4年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール(案)
- 参考資料1 令和2年度電気の供給を受ける契約における環境配慮契約未実施機関・施設一覧
- 参考資料2 令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領

### 3. 議 事

山地座長：それでは議事に入らせていただきます。本日の議事次第にありますけれども、その他を含めて3つありまして、最初が一番大きいメインの議題で、電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について、2番目が検討スケジュールでございます。まず1番目、本年度の検討事項について、資料2について事務局から説明をいただいて、その後で委員のみなさんのご質問、ご意見を伺うことといたします。併せて参考資料1もご説明いただけたらと思いますが、よろしくようお願いいたします。

環境省：(資料2、参考資料1説明：省略)

山地座長：ご説明ありがとうございました。それでは今説明いただいた内容について、ご質

間、ご意見等いただきたいと思います。ただ資料がかなり大きいものでしたので、資料2の8枚目のところに、大きく分けて3つに分けた検討事項があります。1番目が効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討、2番目が再エネ電力の最大限導入に向けた検討、3番目がその他、この3つに分けて議論を進めていきたいと思えます。まずは効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討について、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。冒頭に事務局からありましたけれども、ビデオをオンにして顔を出すか、あるいは挙手をしていただければ、順番にご指名いたします。よろしくお願ひします。

小川委員：しきい値の考え方なのですが、13、14枚目あたりのところに具体的に分布などが出ていますよね。26%削減に対応して0.37という数字は、平均値としてたどり着くような数字として描かれていたものだと思いますけれども、そこへしきい値をある程度たどり着かせるようなかたちでの絵を描いているのですが、平均値としてここにたどり着きたいという話と、それからしきい値の場合は、少なくともここから上の値のものは排除したいということで、上限値として設定するという位置付けを持ったものになるのを、数字の上でごっちゃにして、それでたどり着かせるという考え方を取るの、必ずしも適切ではないのではないかと気がするんですね。46%削減ということでは、平均値としては0.25にたどり着くという姿にならないといけないということだと思いますけれども、しきい値として考えた時には、例えば13枚目のスライドで、しきい値を設定した時に、右側でどれくらいのパーセンテージが外されるのかというところを吟味して、きちんとしたラインを引くべきではないかと。平均値の考え方と上限値の考え方の間の整合性が取れていないような気がいたしますので、きちんと整理をして、ある程度説得力を持った上限値を設定するという考え方の整理をした方がいいのではないかとと思えますが、いかがでしょうか。

山地座長：ご質問というよりコメントに近いと理解しましたが、小田委員の手が挙がっておりますので、小田委員お願ひします。小田委員の音声の不調ですので、先に藤野委員からお願ひします。

藤野委員：今、小川委員がご指摘されたところの資料ですが、12枚目の縦軸は単位が書いてありませんが、おそらく対象となる事業者の件数かなと思ひていまして、電力原単位の事業者がどれくらいあるかを示して、それを見ながらどんどん左に移していましようという図だと理解しているのですが、たぶんもうひとつ重要なのは、数だけではなくてボリュームだと思ひていまして、ひとつの事業者でもたくさん電力を使っているところは影響力が高いので、これについてボリュームに直した図も作れないかどうかというのが、事務局に対する質問です。先ほど小川委員が、この値について、平均値と最大値的なものとの区切りがあるのではないかとこのはそうだと思うのですが、一方で平均値もどんどん下げていかないと日本の目標値にた

どり着かないということ、あと、だめなところのケアばかりではなく、真ん中で頑張っているところをもっと応援するような仕組みにしないと全体が下がっていかないので、本当にだめなところは特別な措置というか、別途対応するとして、できるだけ平均値を下げていくという考えにしないといけないのではないか。これは意見です。特に 14 枚目、排出係数しきい値の引き下げイメージで、そもそも目標値が 26%から 46%削減に変わって、電力原単位も 0.37 から 0.25 に変わって、0.37 で議論したものが残っているので、本来この 0.25 のものに合わせる議論に今回更新しないといけないと思っているのですが、そのあたり事務局はどのようにお考えなのでしょうか。

山地座長：この件、委員のご意見、ご質問を後でまとめて事務局に対応してもらおうと思っています。藤野委員の最初のご意見は、規模ですよ、販売 kWh か何かで。これはできるはずですよ。それから後半のところは、裾切りのところだけではなくて、本来見るべきは 16 枚目の配点例というのがありますよね。こここのところで、裾切りのところは 0 点だけれども、下げればもっと点をあげることなので、一応下がった人に対する優遇という配点はあると私は理解しています。

小田委員：小川委員が発言されたことと同じ意見なのですが、しきい値というのはあくまでも全国一律の上限値ということであって、最低限満たすべき数字だという性格を持っているもので、一方で新しいエネルギーミックスはかなり野心的なものという性格があると。しかも 0.25 という数字が示されていますけれども、これは自家発電なども含めた数字だというふうに考えると、最終到達点として 0.25 にするのがふさわしいかどうかというのは慎重に議論するべきだと思っています。今、山地座長からもありましたけれども、実際には 16 枚目の配点例にありますように、しきい値は、今 0.69 で 0 点になっていますけれども、これを 0.25 にした場合に、実際に入札資格の 70 点を得ようとする係数で 40 点取らないといけないわけですから、さらに 0.25 より厳しいところまで係数を落としていかないと 40 点に到達しないということも考えられるということなので、国全体の数字というのとしきい値の性格というところはよく考えて議論していく必要があると思っています。いずれにしてもしきい値の引き下げにつきましては、いろいろな取組や政策、あるいはそれによって出てきた実績のデータなどを見ながら、柔軟に引き続き検討させていただければと思っていますので、よろしくお願いたします。以上です。

石田委員：しきい値に関しては藤野委員のご意見に賛成で、いかに 0.25 に確実に持つていくかということを見ると、現状のしきい値、例えば 0.69 というのは全国平均と比べると 1.5 倍以上の水準で、あまりにも高すぎると思います。ですから、これは 0.25 に向けて順次引き下げていくということを前提に、各年度のしきい値を設定すべきだと思います。それから、加点項目を増やすと、結局は CO<sub>2</sub> 排出係数が悪い事業者を救うことになりかねないので、なるべく加点項目は設けないというのが適切で

はないかなと思いますし、後ほどの議論になりますけれども、追加性、環境負荷というご提言もありましたが、そのように評価するためにはやはり総合評価に持っていく必要があると思います。環境省からは、時間がかかる、難しいというお話がありましたけれども、国の入札において、総合評価はいろいろなところで導入されています。様々な評価項目をもとに電力を選んでいくというのが今の世の中の流れですから、この委員会としてもできるだけ早く総合評価の検討を進めるべきだと、それが重要だと考えています。

松村委員：小川委員のご発言はもっともだと思いますし、事務局案も実質的にそういうものだと理解していました。しかし考えていただきたいのですが、小川委員の発言がもし正しいとするならば、そもそも 2030 年 0.370 の目標が与えられた時に、今のよう絵を描くのだっておかしいと整理しないとインCONSISTENT。今までの考え方が正しいのだとすれば、0.370 を本来は 0.250 に置き換えるのが非常に素直というか、今までのやり方だと思います。しかし、0.250 は相当に意欲的なのか野心的な値なので、今まで 0.370 という数字で考えていた発想をそのまま 0.250 に置き換えると、いろいろな問題、不都合が起きかねない。本当に調達できなくなる、あるいは競争性がまったく確保できなくてコスト高になってしまうことも十分予想される中で、そういう無茶なことは難しいのではないかと、0.370 が改定されたということ踏まえて下げるとするのは規定路線だとしても、このままこの数値を 0.250 に置き換えるのは難しい、との発想なのだと思います。私はその整理はもっともだと思いますので、そこで、この間のどこに持っていくのか、0.250 にすぐく近づけるのか、もう少し現実性を考えて、少し高くてもやむを得ないと考えるのかを、これから詰めていくと思います。その意味で、大変申し訳ないのですが、0.250 はとても難しく、それに近づけるのは困難という事務局提案の基にある発想は、先ほどの電事連の小田委員のご発言で、採用するのが難しくなったように思います。小田委員の発言は公開の場で聞かれているので、残念ながらもう記録に残っていると思いますが、0.250 という数字自体について妥当性を疑うととられかねない発言まであったような気がします。もしそうだとすると、この委員会で 0.250 にそのまま置き換えるのではなく、その中間くらいに持っていくということをしたとしたら、政府として決めた 0.250 という目標値自体に環境省が異議を唱えている、あるいは十分な信頼を置いていない、電事連（小田委員）の発言を受け入れるというように見えてしまう。これはとてつもなくまずいメッセージになるのではないかと懸念します。その意味で 0.250 というのは上限としてここまで到達すると整理はしないけれども、山地座長がご指摘になったように、配点例とつき合わせて考えると、実質的に 0.250 を超えるようなところは、相当に多くの地域で参加が難しくなるということを一緒に示した上でないと、その間をとるのがとても難しくなったと思いました。

小川委員：今までみなさんのいろいろなご議論をお聞きしていて、0.25 という平均値にど

うたどり着くかというところは、山地座長からもお話がありましたように、16枚目の配点の構造をどう変化させて、0.25に近づくという工夫をどうやってやるかというところがやはり力点を置かれたものになっていて、今0.69になっていることから先は取り扱わないという上限値を扱うという考え方は、それと平均値がどうなるかという話を直接結びつけて、それでやろうとするのは方法論として適切でないように思いますので、この平均値の方をどうやって目標にたどり着かせるかというところは、配点例のところをどういう構造を持たせて、目標にたどり着くようにするかというところで考えた方がよいように思います。それから、今ここの対象になっている項目について全部意見を言った方がよろしければ言いますけれども、よろしいですか。

山地座長：お願いします。

小川委員：省エネランキング制度については、環境配慮契約法の対象とは必ずしも一致していないところがあるようですが、根本的には環境配慮契約法で取り扱う対象に対して、ある意味で実際に効果を持つ加点方法なり、そういうものを考えた方がいいのではないかと思います。単に情報開示をしているとか、そういうことだけで加点があるという安易なものではなくて、段々時期を追って、それなりに進化を遂げてきていると思うので、どういう行動が環境配慮契約法にとって評価に値するかたちのものになっているかということを考えて、その適切なものに対して、それが必要だと考えれば加点を行う、というようなところでしっかりとその詰めを行って、今回は少なくともこういうことをきちんとやりましょうということで判断を下した方がいいのではないかと思います。それから未実施機関については、先ほど国で7.4%、独法で26%という数字が単年度の数字として出されたと思いますけれども、その数字が年々どう変化してきているかということも押さえて、未実施の割合が改善されているのか、いないのかとか、そういうところもチェックして、それでしかるべき対応を取っていくというような考え方で、データを毎年積み重ねて、確認をしていった方がいいのではないかと思います。以上です。

小田委員：さきほど松村委員からお話がありましたけれども、松村委員が前半でおっしゃったことについてはまったく違和感なく伺っておりましたし、そんなに違うことではないかなと思っております。私が申し上げたかったのは、松村委員や小川委員がおっしゃっているのと同じ話で、0.25というのは野心的な目標でございますし、自家発電なども含めたものと聞いていますので、環境配慮契約法の対象になっているところだけでないと、全体的な平均としてそこを目指していくべきものだということで認識してございます。

高村委員：しきい値の点で、今議論があった点ですけども、目指すべき数字として0.250というところはあるのだと思います。ただ先生方のご意見の中で、それがやはり、再生可能エネルギーの入手可能性、どういうスピードと規模で再エネの拡大が進捗

するのかというところが、それを可能にするかということの規定するので、そこを考えた時に 0.250 というものを絶対的な、現時点で決めてもよいのかという、そういうご懸念だというふうに理解をしております。同時に先生方に共通していると思うのは、今の 0.370 ではないということと同時に了解されていると思っております、従って今の 0.370 というところは見直すと。ただそれを 0.250 を目指して、あるいは 0.250 を置きながら進捗管理をするのか、その手法と言いますか方法論を検討するという事かなと思っております。関わってですけれども、平均値と言いますか、0.250 の、あるいは 0.370 の意味合いでもあるわけですが、ここで議論している環境配慮契約法の文脈というのは、国が率先して目標に向けて取組を行うという性格の枠組みを議論しているということだと思っております。ですから、国全体としての平均値の話ではなく、そこまで目標達成に社会、市場を動かしていくために国がどうやってリーダーシップを見せるのかという、そういう文脈での数字の議論をしていると思いますので、その数字の位置も明確に認識をした上で議論をする必要があると思います。3 点目ですけれども、配点例の議論がございました。大変面白いご意見を興味深く伺ったのですが、そういう中で 0.250 が難しいけれども、それを上手く引き上げていくような、インセンティブを与えるような加点、工夫がどうできるかということ、このしきい値なので調達量が賄えないので、それを救うための加点、配点ではなく、再生可能エネルギー電気の供給が増えれば当然しきい値も目標達成できていくわけですので、それを促していくような制度、あるいは加点の仕方、そういう観点から議論ができるといいのではないかと思います。以上です。

山地座長：1 番目の論点について、ご発言は以上でよろしいでしょうか。事務局からご発言の希望があればお受けしますが、いかがでしょうか。

環境省：様々なご意見をありがとうございました。事務局として考えているところといたしましては、0.25 というところは野心的な、そして全体として目指す目標ということで我々としては認識しているところでございます。ですので、これをそのまましきい値として用いるというのはかなり厳しすぎるのではないかと。しきい値というのは、やはり全国一律で全体で入札参加資格として設定するようなものでございますので、それについては最終的な目標値である 0.25 ではなくて、0.25 と令和 2 年度の検討でお示ししている 0.37 という目標値の間で設定することが適切なのかなと。それをどのくらいの位置に設定するのかというのは今後我々の方でも検討させていただいて、それをお示しさせていただいて、ご議論していただければと思いますけれども、しきい値としてはその間で設定することで、事業全体の平均値を 0.25 に持っていきけるような位置付けということで設定を行いたいと考えているところでございます。

山地座長：以上でよろしいですか。電力専門委員会は今年度 3 回ありますので、今日決めな

ければいけないということではないのですが、しかし3回しかないですから、決められるところは合意をして進めて行きたいと思います。もしご発言の希望がなければ2番目、これは重要なポイントで、再生可能エネルギーの最大限導入に向けた検討、これについてご質問、ご意見をいただきたいと思います。

小田委員：毎度毎度で申し訳ないのですが、従前から申し上げているとおり、大型水力由来の非FIT非化石証書は、裾切り方式にしましても調達電力の方にしましても、いずれも対象としていただきたいと考えてございます。理由としましては、日本の目標46%削減というのは非常に野心的なものであって、いろいろな政策との整合も図りながら、既設新設に関わらず、あらゆる再生可能エネルギーを最大限活用していくことが不可欠だと思っております。そういった意味でも、再エネの中で区別することなく活用を進めていくことが大事ななと思っております。もうひとつ実務面で見ますと、小売電気事業者の混乱ですとか、事務作業の煩雑さというところも考える必要があると思っております。調達電力の再エネ比率には大型水力を含めて、裾切り方式では含めないというような、同じ環境配慮契約法の中で異なる整理がされるとなると、小売事業者としては非常にややこしいということがありますし、大型水力の非FIT非化石証書を除外するというようなことをしますと、事務的にはいろいろな煩雑な作業が出てくると考えています。そう考えると、環境配慮契約法の中では再生可能エネルギーは区別することなく同じにしていきたいと考えています。

松田委員：小田委員のご発言に近いところでございますけれども、26枚目の「再エネ電力の電源に求められる要件について、以下の考えを前提に」という、この「前提に」という表現なのですが、先ほどもお話がありましたように、0.25か0.37か、その間かというところで、いずれにしても裾切りに関しても高い要件を求めるという中では、様々な種類の再エネ電力、かつこの委員会の範囲ではないと理解していますが、再エネ以外の原子力等の非化石電源も含めて、高い目標を達成していかないといけないという中では、少なくとも再エネに関しては、広く電源の種類を認めるというかたちにして、国全体として再エネ導入を拡大していくということと、これまで導入された再エネをより有効活用していくということも必要になってくると思えます。そういう意味では、今後卒FIT等の電源も多く出てくるということを考えますと、小売事業者としては、当然追加性のある電源ですとか、トラッキングが付いて特定できる方が望ましいというところはございますが、既存の再エネ電源に関しても幅広く認められるように、そういったところに対してもしっかりと継続的に後押しがなされていくようなかたちで、国全体として再エネの導入がより拡大していくというところを担保できるような制度であることが望ましいと考えております。

藤野委員：60%は当然目指すということで、先ほどの大型水力の話で去年もこの議論があったと思うので、今年度にできれば決着したらよいと思うのですが、事務局に論点を



まとめていただけたらと思っています。26%から 46%になったり、今回 60%という数字が入ったことで、下手したら大型水力以外の再エネで足りない場合に、大型水力も入れた方がいいのか。一方で大型水力を入れてしまうと、本来ならば再エネ電源はもっともっと国が率先して拡大、普及させる政策を打って、2030 年度に政府はもちろんこの目標を達成するとしても、他の民間事業者や自治体の方々、他のステークホルダーの人たちにも、ある程度の価格で再エネにアクセスできる環境を作らなければいけなくて、大型水力を入れることがそれに対してもし阻害要因になるのであれば、よく検討しないと政府の率先行動と言えるのかどうかというところがあるのではないかというのが、私の懸念するところなので、そこが解消されるかどうかも含めた検討、これは今 Web で開かれた議論ですから、みなさんの検討に資する資料を作っていただけますと幸いです。以上です。

小川委員：このところでやはり議論になるのは、3 万 kW 以上の水力発電を対象にするかどうか。かつ 3 万 kW 以上で無制限に大型水力までも対象にするかどうかということだと思えますけれども、ただ、その議論をするためには、もしそういうかたちのもので含めたら、環境配慮契約法の対象者として、どのくらいのポテンシャルでそれが効いてきて、影響を及ぼす可能性があって、そういうかたちで影響を及ぼすことが環境配慮契約法のあり方として適切でないということであれば、その論点をクリアに見せることができるような材料を示して、それで議論をした方がいいのではないかという気がします。大型水力も無制限にということではなくて、そういった意味であれば、3 万 kW からもう少し上のどこかまでの範囲は対象にしてよいといった考え方もあり得るのではないかと思いますので、そういうところを少しデータに基づいて、こういうことだから、ここまで入ってしまうと弊害というかよくない問題が起こるから、だからここは外した方がよいとか、いやそういう問題はないし、CO<sub>2</sub> 排出の将来に目指しての削減ということを考えると、そういうものでもやはりワークしてもらった方がいいと考えるならば、というようなところをしっかりとしたかたちで議論をして判断をした方がいいのではないか。そういった意味で、26 枚目で、トラッキングの付いたものということと可能な限り追加性を有すること、ということを考えてようとしているのですけれども、その「追加性」をどういったかたちで何を使って判断をするのか、ということがもう少し説明していただくとありがたいと思います。そのところは、こういったことでやるとちゃんと判断できるというのが難しい材料のような気がいたしますので、具体的にはどういうことでそこをクリアしようとしているのかということ、事務局の方からご説明を伺いたいと思います。以上です。

石田委員：この問題は昨年度もこの委員会で議論になって、結局結論が出なかったわけですね。昨年度と今年度と何か状況が変わったかと言うと、特に変わりはないわけで、また同じ議論をするのもどうかなのという気がします。環境配慮契約法のそもそもの

目的の中に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価するということが書かれていまして、やはりその点で出力 3 万 kW 以上の大型水力の環境性能、環境負荷をどう判断するのかというのが問われているし、だからこそ今まで裾切りの中に 3 万 kW 以上というのは含めてこなかったのだろうと理解をしています。CO<sub>2</sub> 平均 0.25 が野心的なので、それよりも少し緩やかにというお話がある一方で、大型水力も含めないと、という議論は矛盾しているのではないかとも思いますし、そもそも国の 46%削減は、野心的であるかないかに関わらず、これは国際公約で必ず実現しなければいけない目標なので、それに向かって国が率先的に行動していくというのは当然だろうというふうに思いますので、そういった国際的観点も踏まえて、先ほどトラッキングとか追加性の話もありましたが、これも国際的になぜそれが求められているのかということ、事務局にももう一度調べていただいて、今世の中の流れとしては、新しい再エネを増やすために追加性が必要なのだということと、環境負荷を正確に評価するためにトラッキングが必要なのだという流れになっているわけですから、そうした点をぜひこの委員会でも議論をして、適切な判断として下していただければと思います。以上です。

山地座長：私の個人的な意見を言うと、再エネ比率の問題は 46%削減より、政府実行計画での再エネ 60%が背景により強くあると思っています。

松村委員：今ご指摘があったとおり、大型水力は昨年度も議論した。多くの委員が昨年度と同じ意見を述べるのだろうと思います。私も同様に昨年度と同じことを言うのですが、私は大型水力も当然に含めるべきだと思います。昨年度決着がつかずに先送りした、状況が変わっていないのだから、また先送り、というのはもうよくないと思います。事務局の合理的な提案、前回付いていなかったトラッキングというようなことを条件にする、相対取引も含むのですが、条件にし、追加性という文言も加える、この昨年度から変わった部分を受け入れて、私はこの事務局案のとおりやるべきだと思います。仮に大型水力を認めると、大型水力で調達できてしまうので、他の変動再エネへの投資のインセンティブが減るのではないか、ということがもし本当にあるのだとするならば、それは目標量が低すぎるということであって、だから人為的に 3 万 kW 以上の水力を外そうというのは、私は健全な議論だとは思えません。私は大型水力を入れても相当厳しい、だけど達成しなければいけない数字だと思っていますので、尚更加えるというのは合理的だと思います。次に追加性なのですが、卒 FIT が追加性を有するというに比べて、大型水力の追加性が明らかに劣っているとは思いません。大型水力だって、実際には維持していくには多くのコストがかかるものがたくさんあって、従って手当をしないと減っていきかねない状況下で、適切に投資して供給力を維持してもらいたいということは、再エネ比率を上げていくという観点から見ても、とても重要なことだと思います。その時にいかにも大型水力を目の敵にするような制限がかかっているのは、私は政策として

もよくないと思います。この制約は取り外すべきだと思っています。再エネに関してはこれからの投資が次々あるのに対して、大型水力はあらかじめ開発されているだろうとの指摘に関しても、ここで変なインセンティブを与えたら、維持するインセンティブ、今後も維持するインセンティブとを損なうという点では、卒 FIT などの他の再エネに対するものと同じだと思います。私は当然に加えるべきだと思うし、事務局の提案のとおりやるべきだと思います。以上です。

村上委員：委員のみなさまのご議論を伺って、なかなか整理できていないのですが、今の追加性の話については一言申し上げたいと思って、手を挙げました。この法律のそもそもの趣旨が環境配慮を調達に組み込むことであるというご説明もございましたけれども、それに加えて再エネをどう増やしていくのか、率先行動として国がどう示していくのかということを考えますと、今回、追加性を有することというのが新たな指標に入るというのは賛成です。今の松村委員のご意見は、まだ私にはどう判断していいかわからないのですが、意味はあると思いました。以前ある事業者から現在ある中小水力をもっと高性能なものにバージョンアップしていくことで、発電力をもっと高めていくことができるというお話を聞いたことがあって、高まった部分は追加性になるのかなというようなことも今の議論との兼ね合いで感じました。大型水力がより発電力を高めることができるのかというのは、技術的なことはわからないのですが、より再エネが増えていくということにどれだけ貢献できるのかという視点で、今後の議論を進めていっていただければと思います。

石田委員：先ほど松村委員からご指摘があった大型水力に対するインセンティブなのですが、本当に大型水力の運転維持に金銭的なインセンティブが継続的に必要なのかということは、いろいろな発電コストのデータを基に、事務局にはぜひ調べていただきたいというふうに思います。追加性というのは、やはりそれがあからこそ次の投資につながる、あるいは運転設備の継続につながるという必然性があるものに対して認められるべきであって、特にインセンティブがなくても、十分低い運転コストで運転できて、例えば卸電力市場で高く売れるというものに関しては、金銭的なサポートは必要ありませんし、そもそも大型水力は運転開始から古い、環境負荷が高いという問題があって、新しい再エネをより環境負荷の低いものを増やしていくという国の方針に対してどうなのかという疑問は大いにありますので、ぜひコストについても、もし可能であれば事務局に調べていただければと思います。本当に追加性が必要とされているのかということ調べていただければと思います。以上です。

松村委員：何か勘違いがあるのではないかと思うのですが、3万 kW 以上の FIT 法の対象にして補助金を出すべきという議論をしているのではなく、再エネとして区別する必要はないと言っているのです、直接的な金銭的なインセンティブを議論しているではありません。それから、なぜ卒 FIT についてはどれだけ追加性があるのかという調査が不要なのに、こちらに関しては調査が必要だというのはどういう理屈なの

かが私にはよくわかりませんでした。以上です。

石田委員：決して卒 FIT について検討すべきではないと申し上げているわけではなく、追加性に関しては総合的にデータを基に評価していただきたいということを申し上げたのと、大型水力に対して補助金をという話ではなく、あくまで追加性の観点の中で、その電源の電力や証書を購入することによって、どう電源の維持継続につながるかという観点で、果たしてそれを推奨する必要があるのかということで申し上げたわけで、決して FIT などの補助金について申し上げたわけではないということをお伝えしておきたいと思います。以上です。

高村委員：これも昨年議論をした点ではあると思うのですが、事務局からご提示いただいているように、そして委員からも共通していたと思いますけれども、追加性をどういうふうに考慮するかということの重要性のご指摘。26 枚目にあるように、追加性をできるだけ持つ方向で、それぞれの電源なり電源種に対してどのように評価するかというところを検討する必要があるということかと思えます。昨年の議論を繰り返しませんけれども、1 点事務局にお尋ねしたいと思ったのは、26 枚目に「PPA 等調達者による電源選択を推奨」とあるのですが、入札というかたちではなくて、長期の特定の発電事業者との契約も環境配慮契約法の中でひとつの考え方として、しっかり位置付けていくという方向でのお考えなのかという点です。基本的には入札を前提に議論しているわけですが、こうしたかたちの、とくに再生可能エネルギー比率が高い電源からの供給を PPA といった方式で確保するかたちの契約もあるのではないかと議論はしていたと思っております。これはご質問でございます。重要な論点だと思うからなのですが、以上です。

小田委員：今もご議論がありましたように、追加性の話というのは議論がなかなか進まない状況になっていると思いますので、非 FIT 非化石、FIT 非化石のそれぞれの証書を環境配慮契約法で対象にすることによって、それが何らか追加性を生むのかということにつきましては、ぜひ事務局の方で資料を整理していただいて、それを基に次回議論させていただければありがたいと思います。以上です。

山地座長：大体ひととおりの発言いただいたようなので、2 番目の論点について、事務局からご対応をお願いします。

環境省：様々なご意見ありがとうございました。議論に向けて、データの用意に関するご意見があったと思います。こちらについては、ご依頼いただいたものすべてをご用意できるかは我々も改めて確認をさせていただきますけれども、次回の検討に向けまして、ご用意できるデータは揃えた上で、そちらをご提示した上で改めて議論の方を深めていただければと考えております。資料の中で、藤野委員からご指摘があります政府の調達で他のステークホルダーに影響が出ないように、そういったものもお示しできる資料をご用意させていただければと考えているところでございます。高村委員からご指摘がございました PPA 等の推奨というところで、おっしゃるとお

り電源の調達におきまして、通常電力の購入というところで環境配慮契約法の中で位置付けて、このような制度化をしているところでございますけれども、今後再エネの拡大に向けて、PPA 等による調達もひとつの手法であるということはお示ししていく必要があるかなと考えているところでございます、先生のご指摘のとおり、手法として位置付けできればと考えているところです。政府実行計画の中でも示されているところがございますので、そういった各計画とも横並びがとれるように環境配慮契約法の中でお示しできればと考えているところでございます。

山地座長：それでは 3 番目のその他。沖縄電力供給区域とか総合評価落札方式ですけれども、そちらについて何かご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

藤野委員：未実施機関のところにつきまして、詳細なリストをありがとうございます。ぜひ次の基本方針検討会に、各省庁別に対象となる機関のうち、きちんとやっているところ、できていないところを、パーセンテージなり数字なりが一覧で見える資料をご提示されてはどうか。個別に見てしまうと余計にわからなくなるのですが、やはり省庁が責任を持ってやらない限り、インセンティブが逆の意味で働かないと思いますので。1 番目のところで、契約の対象電力量の話もさせていただきましたけれども、未実施のところ、各省庁が本来対象として達成すべきものの何%達成できていないかとか、そういった一目でわかる資料を作成して、基本方針検討会なり次の電力専門委員会なりに提示して、彼らが本気で動くように。これは冗談の話ではなくて、率先行動ですから、特に自治体の人に苦情を言われていまして、自治体ではやりたいのに、省庁が持っている建物のために、この環境配慮契約法をかさにされて、ここまでしかやりませんというような答えをされている具体的な自治体があったんですね。それは率先行動とは言えないと思いますので、どういうようにインセンティブが働くような結果の表示ができるかを検討し、具体的なアクションをとっていただけたらと思います。以上です。

山地座長：未実施の話は 1 番目にあつたので、今の話は事務局は受け止めていると思います。

石田委員：総合評価落札方式に関するお願いで、今回追加性であるとかいろいろなご提案もいただいていますので、総合評価にあたってどういう項目を評価対象とすべきかという素案くらいは事務局に作っていただいて、今年度そこまで具体的に議論する時間はないかもしれませんが、やはり方向性だけは少しずつ具体化して行って、2030 年まであと 8 年しかないの、そこに向けてなるべく早めに総合評価に持っていけるような検討を進めていただきたいと思います。いろいろな項目を追加しても結局裾切りで、あとは価格で決まるということだと、評価項目の意味が薄れてしまいますので、ぜひそのあたりを含めて、今年度中に素案レベルをぜひ検討いただければというふうに思います。以上です。

高村委員：どこにも関わらないというか、あえて言うと未実施のところかもしれませんけれ

ども、一部報道でもございますけれども、国ないしは国の機関、自治体が環境配慮契約法に基づき、あるいはそうでなくても電力調達をしようと思った時に、不調に終わるというケースが今年に入ってから出てきていることを耳にしております。報道でもご存じの方がいらっしゃると思うのですが、今の電力市場の状況が、ひとつの要因だと思いますけれども、入札等実施をしたけれども実際に不調に終わる、といったような状況が実際にどうなっているのかという点について、もし状況がわかれば教えていただきたいと思ひますし、あるいは電事連の方がよくご存じかもしれませんけれども、場合によっては環境配慮契約法の電力調達に影響を及ぼす要因でもあると思ひていまして、今後もし情報がわかったものがあれば提供いただきたいという要望でございます。以上です。

山地座長：その他について、事務局で対応できるところをお願いします。

環境省：藤野委員からご指摘がありました未実施機関のデータのお示しの仕方につきまして、省庁別の実施率でありますとか、とりまとめ方法についてはこちらの方で整理いたしまして、次の基本方針検討会、専門委員会の方にお示しできるように準備させていただければと考えております。石田委員からご指摘がありました総合評価落札方式のところは、現状、総合評価落札方式の実施にあたっての課題等はこちらの方で整理させていただいているところでございます。そういった課題等も踏まえながら、どれくらいのレベルでお示しできるかわかりませんが、課題等あるいは評価項目としてどのようなものを設定すべきか、そういった方向性を改めて検討させていただければと考えております。高村委員からご指摘がございました不調不落に関してでございます。直接今年度の状況については、具体的な報告というのは我々のところには入ってきてはいないところでございますけれども、例えば、規模の小さな施設で不調不落が起こっているとか、昨年度末、一部電力会社が撤退をされたことに伴って最終保障契約に移行したという報告は一部受けておまして、おっしゃるとおり、電気の契約に関する不安定なところというのが一部確認されているところでございます。社会情勢の不安とかそういったものによるかと思われるのですが、実際に不調不落の原因としては、環境配慮契約法の裾切りとかそういったものは直接的な原因ではないかと我々は考えているところでございます。環境に関する取組ということで、政府実行計画等の各計画に整合したあり方というのは当然ながら進めていかなければいけないということで、こちらの資料でも今後の検討の方向性をお示ししているところでございます。不調不落の状況については、こちらにも注視しながら、環境配慮契約の実施に悪影響等が出ているかどうか、状況の把握に努めさせていただいて、こういった専門委員会の場合でもご報告させていただければと考えているところでございます。明解な回答ではなくて、申し訳ございません。以上でございます。

山地座長：それでは議事を進めさせていただいて、電力専門委員会の今年のスケジュールの

話がありましたけれども、資料 3 に全体スケジュールがありますので、この説明をお願いいたします。

環境省：(資料 3 説明：省略)

山地座長：これ以上ご発言がないようでしたら、本日の会合をここまでとしたいと思いますけれども、今スケジュールのご説明があったように、7月15日に基本方針検討会がありますので、そこには今日の議論の様子をご報告します。それからまた電力専門委員会がありますから、そこである程度決めなければいけないことを決めていくことになると思いますので、事務局は今日の議論を踏まえて、資料の準備あるいは委員への説明等を行っていただきたいと思っております。事務局にお返しいたします。

環境省：山地座長、ありがとうございました。委員のみなさまにおかれましても、熱心にご議論いただき、ありがとうございました。本日のご議論を踏まえまして、第1回基本方針検討会へのご報告内容、そして第2回電力専門委員会における具体的な事務局案、そして今回様々なご意見をいただきましたけれども、各種データを揃えまして、資料等をご用意いたしまして、第2回電力専門委員会においてお示しできればと考えているところでございます。それでは以上をもちまして、第1回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上